

鹿児島市居住支援協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鹿児島市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、世帯の状況やライフスタイル等に応じて誰もが安心して暮らせる居住の安定確保を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、鹿児島市建設局住宅課及び特定非営利活動法人やどかりプラスに置く。

- 2 鹿児島市建設局住宅課は、総会の運営並びに事業計画及び事業報告に係る事務を担当する。
- 3 特定非営利活動法人やどかりプラスは、協議会の会計、予算及び決算に係る事務を担当する。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。

- 2 総会は、会長、副会長、監事及び各構成団体(会長、副会長及び監事に任用された職員等がいる構成団体を除く。)がその職員等の中から予め指名したもの（以下「委員」という。）をもって組織する。
- 3 会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 総会は、次の事項を評議議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 規約の制定及び改廃に関すること。
 - 四 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(定足数等)

第7条 総会及び臨時総会は、前条第2項に掲げる者の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

(書面等議決)

第8条 会長は、総会の議決事項のうち、緊急を要するもの又は会長がやむを得ないと認めるものについて、前条の規定にかかわらず、書面又は電磁的記録により、会員の賛否を求めて、総会の議決に代えることができる。

2 前項により処理された事項については、会長は、次の総会において、これを報告するものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 監事

2 会長は、鹿児島市建設局住宅課長とする。

3 副会長は、公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会鹿児島北支部長、同協会鹿児島南支部長及び特定非営利活動法人やどかりプラス理事長とする。

4 監事は、鹿児島市健康福祉局関係課長とする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

第4章 会計

(経費)

第11条 本会の経費は、補助金、寄付金、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計に関する帳簿の整備)

第13条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第14条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第15条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年1月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年3月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年6月19日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産 関係団体	公益社団法人 鹿児島県宅地建物取引業協会 鹿児島北支部 公益社団法人 鹿児島県宅地建物取引業協会 鹿児島南支部 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 鹿児島県支部 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 鹿児島中央支部 公益社団法人 全日本不動産協会 鹿児島県本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 鹿児島県支部
福祉・ 居住支援 団体	(居住支援法人) 特定非営利活動法人 やどかりプラス 特定非営利活動法人 かごしまホームレス生活者支えあう会 ジェイリース株式会社 株式会社 下川総合住宅 株式会社 アルファ 株式会社 あじさいC o m p a n y 株式会社 I P - S T Y L E (居住支援団体) 社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会 コンフォート株式会社 鹿児島市地域包括支援センター 鹿児島市障害者基幹相談支援センター
行政	鹿児島市（建設局住宅課、健康福祉局関係課）